

○犯罪捜査規範の一部改正に伴う取調べ状況報告書等の運用について

平成20年 8 月 25 日

刑 総 第 1 2 3 7 号

警 察 本 部 長

犯罪捜査規範の一部改正に伴う取調べ状況報告書等の運用について（通達）

取調べ状況報告書（犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号。以下「規範」という。）別記様式第16号）及び余罪関係報告書（規範別記様式第17号）（以下これらを「取調べ状況報告書等」という。）については、犯罪捜査規範の一部を改正する規則（平成20年国家公安委員会規則第5号）の施行に伴い規範第182条の2の規定に基づき作成することとなるが、その運用に当たっては、次のとおり平成20年9月1日から実施するから、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 趣旨

警察捜査における取調べ適正化指針に沿って取調べの適正化をより一層確保するため、作成範囲が拡大された取調べ状況報告書等を作成することにより、取調べの過程及び状況に関する記録制度の充実を図るものとする。

2 概要

(1) 取調べ状況報告書等の作成範囲の拡大

従来、警察官（取調べ補助者を含む。以下「取調官」という。）が、逮捕又は勾留（少年法（昭和23年法律第168号）第43条第1項の規定による請求に基づく同法第17条第1項の措置を含む。）により身柄を拘束されている被疑者又は被告人（以下これらを「被疑者」という。）の取調べを行った場合に取調べ状況報告書等を作成していたが、これに加え、身柄不拘束の被疑者を取り調べた場合も取調べ状況報告書を作成すること。ただし、当該取調べに係る事件が、規範第198条の規定により送致しない微罪事件と認められる場合は除く。

なお、余罪関係報告書は、身柄拘束中の被疑者について、逮捕又は勾留の理由となっている犯罪事実以外の犯罪に係る被疑者供述調書を作成した場合のみ、作成すること。

(2) 取調べ状況報告書等の作成を要する取調べ場所

取調べ状況報告書等は、被疑者を取調べ室又はこれに準ずる場所において取り調べた場

合に作成すること。

(3) 取調べ状況報告書等への署名押印

取調べ状況報告書等の記載内容の正確性を確保するため、被疑者に署名押印を求めることとされ、取調べ状況報告書等を作成した場合、被疑者にその内容を確認させた上で、当該被疑者が確認したことを証するために当該取調べ状況報告書等の確認欄に署名押印を求め、署名押印が不能の場合は、規範第181条の規定に準じた署名押印不能の場合の措置を講じること。

なお、本制度は、取調べ状況報告書等の記載内容の正確性を確保するために行うものであって、取調べの経過及び状況に関する客観的又は外形的な証拠資料として作成するという取調べ状況報告書等の性格を変更するものではないので、誤りのないようにすること。

(4) 不開示要望書の廃止等

近時の判例を踏まえて、不開示要望書が廃止されたことに伴って、取調べ状況報告書の「逮捕又は勾留の理由となっている犯罪事実に係る不開示希望被疑者供述調書作成事実」の欄が削除されたので、誤りのないようにすること。

これに伴い、取調官は、被疑者が当該被疑者に係る供述調書を公判において開示しないしてほしい旨を申し立てた場合は、適宜の方法により検察官に連絡し、又は当該供述調書若しくは捜査報告書に明示するなどの措置を講じておくこと。

(5) 「通訳人」の欄の改正

取調べ状況報告書の「通訳人」の欄が「通訳人の有無及び通訳言語」の欄に改められ、通訳人の有無及び通訳人の氏名の記載が通訳人の有無及び通訳言語の記載に改められたので、誤りのないようにすること。

実施日

この通達は、平成20年9月1日から実施する。